

提 供 日 2026/01/22  
タ イ プル 委託先のメール送信誤りによる個人情報漏えい  
事 案 の 発 生  
担 当 スポーツ・文化観光部空港管理課空港調整室  
連 絡 先 高柳  
TEL 0547-37-7300



## 1 要旨

令和8年1月20日、県の委託先がメールの試験配信を行った際、受信者が他の受信者を判別できない方式で送信すべきところ、機器の設定を誤り、地域住民9名を含む全ての受信者のメールアドレスが表示される方式で誤送信し、個人情報漏えい事案が発生した。

同メールは、県発注工事の施工中及び完了後に、土石流等が発生した場合、異常を感知する機器と連動し関係者及び地域住民に配信するためものであり、今回はその試験配信であった。

なお、漏えいした情報はメールアドレスで、その他の情報は含まれていない。

## 2 概要

(1) 送信日時 令和8年1月20日（火）正午

(2) 送信先

対象工事下流域の町内会住民9名、県職員9名、委託先及び機器製造元社員3名、県所属メール2課室

(3) 漏えいした情報

ア 対象工事下流域の町内会住民のメールアドレス：9件

イ 空港管理課及び空港調整室職員のメールアドレス（私用）：9件

ウ 委託先及び機器製造元社員のメールアドレス（公用）：3件

(4) 問題の認知

令和8年1月20日（火）正午、空港調整室職員が所属メールアドレスに配信されたメールを確認した際に気付き判明

(5) 委託先に対する個人情報取扱いに関する規定

委託契約において、契約による業務を処理するため個人情報を扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないと規定している。

## 3 対応

- ・同日、午後0時40分頃、空港調整室は、住民代表（町内会長）に対して電話にて謝罪。
- ・同日、午後3時40分頃、空港調整室は委託先とともに町内会長を訪問、謝罪とともに業者の対応を説明。
- ・同日、午後6時30分までに、委託先から地域住民9名に対してメールにて謝罪とメールの削除を依頼。

## 4 再発防止

県は、委託先に対して、個人情報が含まれるメール送信時のダブルチェックを徹底するなどの再発防止策を講じ、個人情報の適切な取扱いを徹底するよう指導した。